

広島県告示第八百十一号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第一項、第三項及び第四項の規定によつて、河川区域内に放置されていた次の工作物を除却し、保管した。

平成二十三年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

- 1 浮栈橋等係留施設 一式
- 2 船舶 一隻
- 3 船舶 一隻

二 当該工作物が放置されていた場所

- 1 広島市南区京橋町一二番地先水域
- 2 広島市安芸区矢野東一丁目九番地先水域
- 3 広島市安芸区矢野西一丁目六番地先水域

三 当該工作物を除却した日時

- 1 平成二十三年七月二十八日 午前九時五十五分
- 2 平成二十三年七月二十九日 午前十時三十分
- 3 平成二十三年七月二十九日 午後一時二十分

四 当該工作物の保管を始めた日時

- 1 平成二十三年七月二十八日 午前十一時十分
- 2 平成二十三年七月二十九日 午前十一時五十分
- 3 平成二十三年七月二十九日 午後二時四十分

五 当該工作物の保管場所

- 1 広島市南区出島二丁目二二番 出島西第一〇荷捌地内
- 2 広島市南区出島二丁目二二番 出島西第一〇荷捌地内
- 3 広島市南区出島二丁目二二番 出島西第一〇荷捌地内

六 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用の負担者

当該工作物を放置した者又はその所有者

七 実施機関及び問合せ先

広島県西部建設事務所管理課

電話（〇八二）二五〇―八一五〇